

「県央連携都市圏域情報発信」テレビ番組制作放送業務に係る 公募型プロポーザル実施要領

1 目的

この要領は、「県央連携都市圏域情報発信」テレビ番組制作放送業務に係る委託業者を選定するためのプロポーザルに関して必要な事項を定める。

2 業務の概要

- (1) 業務名称
「県央連携都市圏域情報発信」テレビ番組制作放送業務
- (2) 業務内容
別紙1「『県央連携都市圏域情報発信』テレビ番組制作放送業務仕様書」のとおり
- (3) 委託期間
契約締結日から令和7年3月31日まで
- (4) 委託上限額
金4,440,000円（電波料、消費税及び地方消費税に相当する額を含む）

3 参加資格

- (1) 令和6年4月1日時点で山口市の競争入札資格を有し、かつ、令和6年度の物品・業務委託の競争入札参加資格者名簿に業種060「企画・製作」の種目004「広告・広報」の営業種目で登録し、本店又は支店もしくは支店に準ずるものを山口市内に有していること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (3) 放送法（昭和25年法律第132号）第2条第22項に定める「特定地上基幹放送事業者」であること。
- (4) 契約締結日までの間においても、山口市入札参加資格者に係る指名停止措置要領に基づく指名停止を受けていないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続きの申立てをした者でないこと。ただし、更生手続き開始の決定を受けた者及び再生計画認可の決定（確定したものに限る。）を受けた者を除く。
- (6) 市税の滞納がないこと。

4 選定日程（予定）

- (1) 本プロポーザルは、次の日程で行う。
 - ① 募集要領等の公表：令和6年7月5日（金）
 - ② 質問の受付期間：令和6年7月5日（金）から
令和6年7月17日（水）正午まで
 - ③ 質問に対する回答期限：令和6年7月19日（金）
 - ④ 参加意向申出書提出期間：令和6年7月5日（金）から
令和6年7月26日（金）まで
 - ⑤ 企画提案書の受付期間：令和6年7月29日（月）から
令和6年8月8日（木）まで
 - ⑥ プレゼンテーション：令和6年8月20日（火）
 - ⑦ 選定結果通知：令和6年8月30日（金）
- (2) (1)に示した日程は、事務の都合により変更される場合がある。
- (3) 契約予定は、令和6年9月上旬とする。

5 プロポーザル参加意向申出書の提出

本プロポーザルへの参加を希望する者は、下記のとおり提出すること。

- ① 提出書類：プロポーザル参加意向申出書（様式第1号）
- ② 提出方法：持参又は郵送（提出期限内必着）に限る。
- ③ 提出期限：令和6年7月26日（金）午後5時まで
- ④ 提出先：〒753-8650 山口市亀山町2番1号
山口市総合政策部広報広聴課広報担当
- ⑤ 提出部数：1部

6 質問及びそれに対する回答

質問がある場合は、下記のとおり提出すること。

- (1) 質問の提出方法
 - ① 提出書類：質問書（様式第2号）
 - ② 提出方法：電子メール（受付期限内必着）
 - ③ 受付期限：令和6年7月17日（水）正午まで
 - ④ 提出先：山口市総合政策部広報広聴課広報担当
E-mail:koho@city.yamaguchi.lg.jp

- (2) 質問に対する回答方法

質問に対する回答を集約し、質問者名を伏せて、令和6年7月19日（金）までに山口市公式ウェブサイト (<https://www.city.yamaguchi.lg.jp/>) に掲載する。ただし、簡易な質問等については、市公式ウェブサイトで公表せず、電話や電子メール等により個別に回答する。

7 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

① 企画提案書等の提出について（様式第3号）

② 企画提案書（様式第4号）

『『県央連携都市圏域情報発信』テレビ番組制作放送業務仕様書』を踏まえ、下記の内容を書類で報告又は提案すること。なお、企画提案書は、できる限り企画提案書の中で制作イメージ等が伝わるようにすること。

1. 番組制作の基本方針

本業務で作成する番組について、特集予定の具体的なテーマとコンセプトを提案すること。また、ターゲットとする視聴者層にどのような働きかけをするのか示すこと。

2. 本業務の実施フロー

業務の実施手順と工程表を示すこと。

3. 本業務で制作する番組の概要

これまでの知識・経験などのノウハウを活かし、市民を引き付け、周知を図るための工夫について、具体的な内容を提案すること。

4. 組み込む自社制作番組の概要等（過去3年分）

本業務で作成する番組の放送を計画している自社制作番組の概要と視聴率、視聴者層等の実績について報告すること。

5. 本業務制作番組放送計画

本業務で作成した番組を情報発信する曜日、時間帯、回数、1回あたりの時間、情報発信までのスケジュール等の対応予定を提案すること。

6. 山口県外エリア放送計画

本業務で作成した番組を、島根県津和野町を含む島根県西部を中心とした山口県外エリアへ放送する計画内容を提案すること。

7. その他の提案

効果的に県内外に発信し、多くの視聴者を引き付けるための企画を提案すること。

③ 業務実施体制計画書（様式第5号）

業務の実施方針と業務推進の組織体制及び従事者の氏名、役職、経験年数、主な実績について、責任者、担当者（複数の場合は全員）別に記載すること。

実施体制の計画について概念図を記載すること。

④ 会社概要書（任意様式）

概要書には、次の内容を記載又は資料を添付すること。

1. 経営規模

ア 資本金

イ 売上高

2. 社員数
 3. 自己資本比率
 4. 貸借対照表
 5. 系列局
 6. 手持ち業務の状況
 7. 社会貢献状況
- ⑤ 業務実績報告書（様式第6号）
- 過去3年以内の、本市を含む山口県内各自治体の市政情報番組制作放送業務の実績を記載すること。また、放送している情報番組の概要、視聴率等を記載すること。
- ⑥ 見積書（任意様式）
1. 業務にかかる経費の見積金額を提示すること。
 2. 業務内容及び人件費等の積算内訳を記載すること。
 3. 見積金額は、電波料、消費税及び地方消費税の額を含んだ金額とする。
 4. 見積書の宛名は、山口市長とする。
 5. 正本1部のみ「代表者印」を押印すること。
- (2) 書類作成上の留意事項
- ① 企画提案書は、具体的な内容を把握することができるように、図や表などを用いて、事業の内容や事業展開を分かりやすく記載すること。
 - ② 提出書類の文字サイズは、11ポイント以上とする。ただし、図表中に使用する文字についてはこの限りでない。
 - ③ 様式は、1ページとしているが、1ページに収まらなくとも差し支えない。
 - ④ 提出書類は、A4版縦・横書き・片面印刷・左綴じを原則とする。資料の都合上、部分的にA3版を使用する場合は、片袖折にして綴じ込むこと。
 - ⑤ 企画提案書類一式を上記（1）の①から⑥の順番に並べてフラットファイルに綴じ、インデックスを貼ること。
 - ⑥ 提出するフラットファイルは、表紙、背表紙を付けること。表紙と背表紙には、業務名・事業者名・正、副表記を記載すること。
 - ⑦ 様式書類については、記載項目が網羅されていれば様式については問わない。
 - ⑧ 提出された企画提案書が次の各項に該当するときは、無効とする。
 1. 企画提案書の内容が本要領の定めに適合しないもの。
 2. 虚偽の内容が記載されているもの。
- (3) 提出方法：持参又は郵送に限る。
- 郵送の場合は、提出期限内必着で、書留郵便又は配達証明できるものに限る。
- (4) 提出期限：令和6年8月8日（木）午後5時まで
- プロポーザル参加意向申出書を提出しても、提出期限までに企画提

案書の提出が無い場合は、参加を辞退したものとみなす。

(5) 提出先：〒753-8650 山口市亀山町2番1号

山口市総合政策部広報広聴課広報担当

(6) 提出部数：正本1部、副本8部

8 審査の実施

(1) プレゼンテーション・ヒアリング

① 実施日：令和6年8月20日（火）

② 開始時間：開始時間については、別途応募者に通知する。

③ 会場：会場については、別途応募者に通知する。

④ 説明時間：30分以内

（プレゼンテーション20分以内、ヒアリング10分以内）

⑤ 出席者：3名以内

⑥ 注意事項

1. 説明は、企画提案書の内容に基づき行うこと。

2. 追加での提案説明並びに資料配布の追加は、一切認めない。

3. 企画書に基づいた制作したデモ動画等は、イメージ等が伝わるようにするために必要であれば、放映することができる。

(2) 評価委員会の審議

「県央連携都市圏域情報発信」テレビ番組制作放送業務に係る企画提案内容の評価は、別紙2「県央連携都市圏域情報発信」テレビ番組制作放送業務に係る評価基準に基づき、プロポーザル評価委員会（以下「評価委員会」という。）が行う。企画提案書類とプレゼンテーション及びヒアリングにより提案内容の評価し、評価結果に対する審査委員会の審査を経て、受託候補者を選定する。

評価委員会は、委託料の総額の範囲内で、平均60点以上の評価を得た者のうち、合計点が最も高い企画提案者を受託候補者として選定する。複数の場合は、各評価委員の最高評価点を獲得した数が多い提案者とし、この場合においても同数となった場合には、同数の提案者の中から、多数決により選定する。

(3) 審査委員会による審査

選定結果は、プレゼンテーションを行った提案者全員に文書により通知するとともに、山口市公式ウェブサイトにおいて公表する。

また、選定された受託候補者については、名称及び採点結果等を公表するほか、透明性の確保を図る観点から、その他の提案者についても、名称を伏せて採点結果を公表する。なお、結果通知の内容に対する異議申立てには一切応じない。

9 契約の締結

(1) 8で選定した受託候補者と具体的な業務内容及び契約条件について協議し、合

意の上、随意契約の方法により契約を締結する。

- (2) 契約締結に係る協議が不調に終わったときや、本業務を受託することが著しく不適当と認められる事態が生じたときは、契約を締結しない。この場合において、本業務の受託準備に要した費用は補償しない。
- (3) (2)により契約を締結しなかったときは、受託候補者のうち選定結果が次点者と順次交渉を行うものとする。

10 失格次項

次のいずれかに該当した場合は、失格とする。

- (1) 本要領に定める手続きを遵守しない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 選定結果に影響を与えるような不正行為を行った場合
- (4) その他、社会通念に照らし失格にあたる事由があると認められた場合

11 その他留意事項

- (1) 提案者は複数の提案をすることはできない。
- (2) 提案に要する一切の費用は、提案者の負担とする。
- (3) 提案者は、参加意向申出書の提出をもって、実施要領等の記載内容及び条件を承諾したものとみなす。
- (4) 提出書類は返却しない。
- (5) 提出期限以降の書類の提出、再提出、記載内容の修正及び変更は認めない。
- (6) 提出書類は、本プロポーザルのみに使用し、目的外には使用しない。
- (7) 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合には、山口市情報公開条例に基づき、提出書類を公開する場合がある。
- (8) 提出書類に虚偽の記載をし、プロポーザルを失格とされた場合は、その提案者に対し指名停止措置を行うことがある。
- (9) 提案内容は、契約を締結した際に提案者が責任を持って必ず履行できる内容とすること。
- (10) 提案者が1者の場合でも本プロポーザルを実施する。

12 問い合わせ先

山口市総合政策部広報広聴課広報担当
〒753-8650 山口市亀山町2番1号
電話番号：083-934-2753
FAX 番号：083-934-2643
E-mail: koho@city.yamaguchi.lg.jp